

GHG 排出量の算定範囲・係数・基準等

GHG プロトコルに準じ、以下条件にて算定：

算定範囲：財務支配力基準（豊田通商単体および国内外連結子会社）

算定期間：（2019 年～2024 年）各年 1 月 1 日～12 月 31 日

（2024 年度）2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

係数・基準等：

Scope 区分	(Scope2 の 算定方法)	(国/地域)	(対象算定期間)	係数
Scope1 (※)		日本		対象年に入手可能な環境省・経済産業省公表《温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル》の係数
		日本以外	2019～2023 年度	IPCC 2006, 2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories
			2024 年度	対象年に入手可能な環境省・経済産業省公表《温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル》の係数、 一部拠点については現地環境所轄当局が公表する係数
Scope2	マーケット基準	日本	2019～2021 年度	環境省・経済産業省公表《電気事業者別排出係数》の基礎排出係数
			2022～2024 年度	環境省・経済産業省公表《電気事業者別排出係数》の調整後排出係数
		日本以外	2019～2021 年度	IEA Emission Factors の国別排出係数
			2022～2024 年度	電力購入契約先より入手可能な係数、それ以外は IEA Emission Factors の国別排出係数
	ロケーション基準		IEA Emission Factors の国別排出係数	

(※)6.5 ガスについては温対法の基準を閾値とし「3,000t-CO2e/ガス種/拠点」以上のもののみ算入

以上